

静岡県告示第116号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の表中「しずおか焼津信用金庫新川支店」を「しずおか焼津信用金庫静岡南支店新川出張所」に改める。

2の(1)のイの表株式会社静岡銀行浜松営業部の項所属の公金収納代表店、公金収納店及び特定公金収納店の欄中

「浜松磐田信用金庫袋井中央支店
浜松磐田信用金庫磐田支店」を「浜松磐田信用金庫袋井中央支店」に改める。

2の(1)のエの表株式会社静岡銀行中島支店の項所在地の欄中「本町1番2号」を「中田町10番29号（三島支店内）」に改める。

2の(3)のエの表中浜松磐田信用金庫磐田支店の項を削り、同表島田掛川信用金庫菊川駅前支店の項所在地の欄中「1446番地」を「1484番地（菊川支店内）」に改め、同表浜松磐田信用金庫上島支店の項所在地の欄中「1丁目26番15号」を「5丁目13番20号」に改める。

附 則

この告示は、次の各号に掲げる日から施行する。

- (1) しずおか焼津信用金庫新川支店及び浜松磐田信用金庫上島支店に係る改正規定 令和2年3月9日
- (2) 浜松磐田信用金庫磐田支店に係る改正規定 令和2年3月19日
- (3) 株式会社静岡銀行中島支店に係る改正規定 令和2年3月2日
- (4) 島田掛川信用金庫菊川駅前支店に係る改正規定 令和2年3月16日